

令和4年度ごみ集積所整備費補助金交付事業実施要領

(趣旨)

第1条 この事業は、ごみの排出の利便及び環境美化を図るため、東根市外二市一町共立衛生処理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条の規定による場所に、ごみ集積の専用用いるため設置する収納庫（以下「ごみ集積所」という。）の新設、更新及び修繕（以下「新設等」という。）を行う自治会等に対し、天童市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年市規則第20号。以下「規則」という。）に準じ、補助金を交付する。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会等が管理しているごみ集積所の新設等を行う事業とする。

2 前項の場合において、この要領の規定による補助金及び同様の補助金の交付を受け2年を経過していないごみ集積所の新設等を行う事業は、補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象期間)

第3条 令和4年度の補助対象となる事業は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実施したものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ごみ集積所の新設、更新及び修繕に要するものとし、用地の取得、整備、借上げ及び移転等に要する経費は対象とならないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、当該ごみ集積所1箇所につき、補助対象経費の2分の1の額（その額に千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の提出期限は、会長が別に定める日までとし、添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) ごみ集積所の新設等に係る見積書
- (2) 新設等に係るごみ集積所の位置図
- (3) 新設等に係るごみ集積所の設計図
- (4) 新たに、集積所を整備する場合は、ごみ集積所に係る土地の使用について当該土地の所有者又は管理者から承諾を得たことを証する書類

(変更申請)

第7条 補助事業に要する経費の変更、事業の中止又は延期等を行う場合には、会長の承認及び指示を受けること。

(実績報告及び請求)

第8条 自治会等は、補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付し、会長に提出しなければならない。

- (1) 新設に係るごみ集積所の完成前後の写真
- (2) ごみ集積所の新設等に係る費用に支払を証明する書類の写し
- (3) 請求書

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、交付した補助金を返還するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要領に違反する事実があったとき。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。